

20211014【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その66：コミュニティ隔離措置変更等（10月14日発表））

【ポイント】

10月14日、フィリピン政府は、10月16日から10月31日までのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を延長・変更することを発表しました。ビサヤ地域においては、イロイロ市が「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」から、イロイロ州が「修正を加えて強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」から、それぞれ「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」に変更となっております。

【本文】

1 10月14日、フィリピン政府は、10月16日から10月31日まで、マニラ首都圏（NCR）におけるCOVID-19対応のための警戒レベルを、「レベル3」にすることを発表しました。

2 また、同日、10月16日から10月31日までのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を延長・変更することを発表しました。ビザヤ地方における同措置は以下のとおりです。

（1）10月16日から10月31日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置（MGCQ）」を課す地域

・地域8（東ビサヤ地域）：ピラン州、レイテ州、南レイテ州、東サマール州、北サマール州、サマール州、オルモック市

（2）10月16日から10月31日まで「一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

・地域6（西ビサヤ地域）：アクラン州、アンティーケ州、ギマラス州、西ネグロス州、イロイロ市、イロイロ州

・地域7（中部ビサヤ地域）：セブ市、セブ州、マンダウエ市、シキホール州

・地域8（東ビサヤ地域）：タクロバン市

（3）10月16日から10月31日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ）」を課す地域

・該当なし

（4）10月16日から10月31日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・地域 6 (西ビサヤ地域): バコロド市、カピズ州
- ・地域 7 (中部ビサヤ地域): ラブラプ市、東ネグロス州、ボホール州

強化される制限の内容につきましては、前回同様の制限となります
(https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00562.html 2 参照)。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

+ + + + + + + + + + + + + + + + +

【関連情報】

新興感染症に関する省庁間タスクフォース (IATF)

- ・決議第 143-A 号 (NCR のアラートレベルの変更、及びコミュニティ隔離措置変更)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211013-IATF-RESOLUTION-143-A-RRD.pdf>

+ + + + + + + + + + + + + + + + +

日本外務省・海外安全ホームページ (感染症危険情報: フィリピン)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0

現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル 3 : 渡航は止めてください (渡航中止勧告)」が発出されています。

.....

この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

(問い合わせ窓口)

在セブ日本国総領事館

住所: 7th floor ,Keppel Center ,Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave. ,Cebu Business Park , Cebu City

電話: (市外局番 032) 231-7321

FAX: (市外局番 032) 231-6843

ホームページ： https://www.cebuphemb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html